



# 平成27年度 嘉手納町人材育成会学資貸費生募集要項

嘉手納町人材育成会は、優秀な学生生徒で、家庭の経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与を行うことを目的として平成27年度学資貸費生を募集します。



## 1. 対象者

- ① 国内の大学生、短期大学生、大学院生
- ② 国内の専修学校生
- ③ 国内の高校生
- ④ その他理事会が認める教育機関

## 2. 募集期間

平成27年3月16日（月）～4月16日（木）【土日祝祭日を除く】  
8時30分～17時15分【12時～13時は除く】

## 3. 貸与条件

- ① 日本国籍を有し、本町に1年以上住民登録をする者、又は本町に1年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にしている者
- ② 学業成績及び操行が優れ、家計上学資の支出が困難な者
- ③ 他団体より貸与を受けていない者

※他団体との併願は出来ませんが、併用はできません。

### 【交付が決定した場合の注意事項】

- 当育成会から借入する場合 … 他団体の辞退が必要です。
- 他団体から借入する場合 … 当育成会への異動等届出書を提出する必要があります。

## 4. 貸与予定人数

20名程度

## 5. 貸与金額

- ① 大学生、短期大学生、大学院生  
県外 月額 45,000 円×10 月＝年額 450,000 円  
県内 月額 30,000 円×10 月＝年額 300,000 円
- ② 専修学校生  
県外 月額 45,000 円×11 月＝年額 495,000 円  
県内 月額 30,000 円×11 月＝年額 330,000 円
- ③ 高校生 月額 15,000 円×11 月＝年額 165,000 円
- ④ その他理事会が認める教育機関  
月額 45,000 円を超えない範囲で、理事会にて、貸与金額と貸与月数を決定する。

## 6. 貸与方法

下記の通り、指定された口座へ年4回に分けて振込みます。

第1回	第2回	第3回	第4回
6月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬

## 7. 貸与期間

正規に在学した場合における最短修業年限

## 8. 提出書類

	提出書類	備考
①	嘉手納町人材育成会学資借入申請書	本人が記入すること
②	入学予定校の合格通知書又は在学証明書	在学証明書を提出の場合は、 <u>平成27年4月1日以降発行のもの</u>
③	成績証明書又は成績を証明できるもの	申請時直近のもの
④	申請者及び家族の住民票謄本	続柄・本籍地の記載のあるもの (同世帯に属する場合は1通でよい)
⑤	申請者及び家族の町民税・県民税(課税・所得)証明書	平成26年度のもの (同世帯に属する場合は世帯用を提出)

## 9. 連帯保証人

申請時には、原則町内に居住し、償還能力のある連帯保証人が2名必要になります。1名は保護者、もう1名は貸費生及び保護者以外に独立し生計を営む者であること(保護者がいない場合は、後者2名でよい)が条件となります。また、貸費生が理由なく償還義務を怠った場合、連帯保証人はその義務を負わなければなりません。

## 10. 選考方法

嘉手納町人材育成会理事会にて、成績、世帯の所得状況(家庭の経済事情)等に応じ、貸費生を決定します。

※学業成績、世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もあります。

## 11. 決定通知

選考結果は、申請者に文書で通知します。(5月中旬を予定)

## 12. 決定後の流れ

決定された者は、下記の書類を提出することになります。

対象者	提出書類
本人	・嘉手納町人材育成会学資貸与金口座振込依頼書 ・誓約書(保護者及び連帯保証人と連署)
保護者	・印鑑登録証明書
連帯保証人	・印鑑登録証明書 ・住民票妙本(本籍地記載) ・所得証明書又は固定資産証明書

また、新規貸費生及び保護者に他新規貸与説明会を行います。期日等は、後日文書にて通知いたします。

## 13. 貸与金の償還

卒業1年後から、貸与月額の3分の2の金額を毎月償還する。

(例)平成27年3月卒業の場合→平成28年4月から償還開始

申込み及び問合せ先

嘉手納町人材育成会(嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

電話(098)956-1111(内線262・268)